



## 親や自分の財産や権利を 守る制度があります ～成年後見制度～

問合 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118

### こんな不安を解決します

#### 事例 1



ひとり暮らしの母親が認知症になりました。悪質な訪問販売や振り込め詐欺などの被害に遭うのが心配です。

成年後見人等に付与される権限によって、成年後見人等の同意を得ない契約行為は取り消すことができます。

#### 事例 2



物忘れがあり、預貯金の出し入れなどの金銭管理が不安です。また、入院や介護を受ける手続きにも自信がありません。

成年後見人等が預貯金や不動産などの財産管理、各種サービスの利用手続きをサポートします。

#### 事例 3



息子が知的障がい者です。親の自分が高齢者なので将来が心配です。

親族以外にも、法律や福祉の専門家などから後見人を選任することができます。

#### 事例 4



自分もいつか認知症になるかもしれない。そのときのために事前に備えておきたい。

財産管理などの法律行為を本人に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ自分の意志で決めておくことができます。

### どんな仕組みなの？

#### 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で**判断能力が不十分な人**の「財産」や「権利」を保護し、支援していく制度です。

大きく2種類に分かれます

#### 法定後見制度

現在すでに認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、**判断能力が十分でない人が対象**で、判断能力の程度に応じて「後見・保佐・補助」に分かれます。

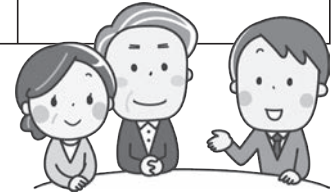
#### 任意後見制度

現在は判断能力が十分でも、**将来的に判断能力が不十分になった場合に備えて**、あらかじめ「誰にどのような支援をしてもらうのか」を契約しておく制度です。

## 具体的な内容は？

		法定後見制度			任意後見制度
制度の名前		後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
利用できる人		判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	現在は判断能力が十分ある人
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
後見人等への付与権限	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
	同意権 取消権	日常生活に関する行為(※)以外のすべての行為(取消権のみ)	法律上定められた重要行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

※日用品の購入など



## どうやって利用すればいいの？



申立人が、必要書類を整えて名古屋家庭裁判所家事部後見センターに提出します。

記入用紙の様式は名古屋家庭裁判所で配付されますが、同裁判所のホームページからダウンロードすることもできます。

### ○申立人になれる人

本人、配偶者、四親等以内の親族、市長

※市長が申し立てる場合は二親等以内の親族の有無を確認します。また、三・四親等の親族で申し立てる人がいる場合は、原則として市長は申し立てを行いません。

まずは公証人役場にご相談ください。本人と依頼された人(任意後見受任者)が、支援する範囲など任意後見の内容を話し合って決め、公正証書を作成し、正式に契約を交わします。

任意後見人への報酬は、本人と任意後見受任者との契約で決めた金額となります。

本人の判断能力が十分でなくなったとき、申立人(本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者)が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てをします。

いつまでも住みなれた地域で、自分らしく安心した生活をするために  
成年後見制度を考えてみませんか？